

## 社会福祉法人暁福社会役員の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人暁福社会役員に対して支給する報酬及び費用弁償の額、ならびに、その支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第2条 役員が職務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

(準 用)

第3条 この規程に定めるもののほか、費用弁償の支給方法については、益田ひかり保育所旅費規程による。

(附 則)

この規程は、平成15年4月1日から、施行する

### 旅 費 規 程 別 表

#### 1、支給基準

種 別	職 員			役 員・評議員
	市 内	100km未満	100km以上	
鉄 道 賃	普通乗車券	普通乗車券及び急行料金	普通乗車券及び特急料金	普通乗車券及び特急料金
船 舶 賃	実 費	実 費	実 費	実 費
自 動 車	実 費	実 費	実 費	実 費
航空運賃			実 費	実 費
日 当	800円	2,000円	2,500円	3,500円
宿 泊 費		10,000円	12,000円	12,000円

#### 2、実施年月日

この表は、平成11年10月1日より施行する。

この表は、平成27年2月1日より施行する。